

# 請 願 審 査 資 料

令和 2 年請願第 22 号

奈多小学校にエレベーターを設置することについて

令和 3 年 11 月 8 日

教育委員会

## 1 請願事項

奈多小学校にエレベーターを設置すること。

## 2 これまでの取組

### (1) 学びの場の整備

肢体不自由のある児童生徒の学びを充実させるために、障がいの状態に応じて、エレベーターやスロープ、車いすに座ったまま利用できる手洗い場の設置等の施設・設備を備えた肢体不自由特別支援学校や肢体不自由特別支援学級を整備してきた。

(参考) 整備学校・学級数

・肢体不自由特別支援学校	2校	103学級	263名
・肢体不自由特別支援学級	小学校4校	4学級	18名
	中学校4校	3学級	9名 (1校休級中)

### (2) 肢体不自由のある児童生徒への対応

肢体不自由のある児童生徒の就学にあたっては、本人・保護者の意見を最大限に尊重するとともに、十分な情報提供を行い、就学先を決定している。

エレベーターが設置されていない居住地の学校への就学が決定した場合には、安全に学校生活を送ることができるよう学校生活支援員や階段昇降車を配置してきたところであり、現在、就学先にエレベーターがない児童生徒5名全てに対しても学校生活支援員を配置するとともに、希望されなかった児童を除き、階段昇降車を配置している。

### (3) 奈多小学校の状況

奈多小学校には、エレベーターが設置されていないため、階段昇降車を配置できるように整えるとともに、移動の際の介助のために学校生活支援員を配置している。

### 3 エレベーターの設置について

#### (1) 市立学校におけるエレベーターの設置状況

市立学校へのエレベーターの設置については、特別支援学校や肢体不自由特別支援学級を設置する場合はもとより、福岡市福祉のまちづくり条例等に基づいて対応しており、現在 41 校に設置している。

(参考) エレベーター設置校の内訳

・小学校 20 校 中学校 10 校 高等学校 3 校 特別支援学校 8 校 計 41 校

#### (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和 2 年 10 月 2 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、建築物移動円滑化基準（バリアフリー基準）への適合義務となる特別特定建築物に、従前の特別支援学校に加えて、公立小中学校が追加された。

これにより、公立小中学校へのエレベーターの設置については、2,000 ㎡以上の新築、改築、増築の場合は義務、既存施設の場合は努力義務となった。

#### (3) 文部科学省が示すバリアフリー化に関する整備目標

国の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「バリアフリー法施行令」という。）の改正を受け、令和 2 年 12 月に、文部科学省から、公立小中学校等施設のバリアフリー化について、令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標が示されている。

### 4 請願に対する考え方

学校施設へのエレベーター設置については、これまで、バリアフリー法施行令や福岡市福祉のまちづくり条例等に基づいて対応してきたが、バリアフリー法施行令が改正されたことや文部科学省から公立小中学校等施設の整備目標が示されたこと、また、障がいのある児童生徒を取り巻く環境が変化してきていることから、市立小中学校へのエレベーター設置について改めて検討を進めていくことが必要となっている。

奈多小学校への設置も含め、入学・卒業年の見込みや就学相談の状況、既存校舎への適切な設置方法やそれに要する費用の額等、様々な観点から個別の設置の適否について検討を進めていく。